

令和6年度 乳幼児定期予防接種一覧

【個別予防接種】対象者には個別通知を行っています。予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

種類		接種対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数		接種間隔 ※	
ヒブ (Hib)		生後2ヵ月～5歳未満	接種開始時期	生後2ヵ月～7ヵ月未満(標準的)	初回	3回	27～56日の間隔で3回接種
					追加	1回	初回接種終了後、7～13月の間に1回接種
				生後7ヵ月～1歳未満	初回	2回	27～56日の間隔で2回接種
					追加	1回	初回接種終了後、7～13月の間に1回接種
		1歳～5歳未満		1回	—		
小児用肺炎球菌		生後2ヵ月～5歳未満	接種開始時期	生後2ヵ月～7ヵ月未満(標準的)	初回	3回	27日以上の間隔で3回接種。
					追加	1回	初回接種終了後、60日以上の間隔で12～15月齢の間に1回接種。
				生後7ヵ月～1歳未満	初回	2回	27日以上の間隔で2回接種。
					追加	1回	初回接種終了後、1歳以降に60日以上の間隔を置いて1回接種。
				1歳～2歳未満		2回	60日以上の間隔で2回接種
		2歳～5歳未満		1回	—		
B型肝炎 ※1		1歳未満	生後2～9ヵ月	3回		27日以上の間隔で2回接種。1回目の接種から139日(20週目の同じ曜日)以上経過した後に1回接種	
ロタ	ロタリックス(1価)	出生6週0日後～24週0日後	初回接種は生後2ヵ月～出生14週6日後まで	2回		27日以上の間隔で2回接種	ワクチンが2種類あり、接種回数がそれぞれ異なります。2回目以降も同じワクチンで接種してください。
	ロタテック(5価)	出生6週0日後～32週0日後		3回		27日以上の間隔で3回接種	
4種混合(DPT-IPV)		生後2ヵ月～7歳6ヵ月未満	(初回)生後2ヵ月～1歳未満	第1期	初回	3回	20～56日までの間隔で3回接種
				追加	1回	初回接種終了後、12～18月の間に1回接種	
5種混合(DPT-IPV-Hib)		生後2ヵ月～7歳6ヵ月未満	(初回)生後2ヵ月～7ヵ月に至るまで	第1期	初回	3回	20～56日までの間隔で3回接種
				追加	1回	初回接種終了後、6～18月の間に1回接種	
2種混合(DT)		11歳～13歳未満	小学6年生	第2期	1回		—
BCG		1歳未満	生後5ヵ月～8ヵ月に達するまで	1回		—	
麻しん・風しん混合(MR)		1歳～2歳未満	—	第1期	1回		—
		幼稚園・保育園の年長児相当	—	第2期	1回		—
水痘(水ぼうそう)		1歳～3歳未満	(1回目)生後12～15ヵ月	2回		3月以上の間隔(標準的には6月～12月までの間隔)で2回接種	
日本脳炎 ※2	生後6ヵ月～7歳6ヵ月未満		3～4歳	第1期	初回	2回	6～28日までの間隔で2回接種
			4～5歳	追加	1回	1期初回(2回)接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年経過した時期に1回接種	
	9歳～13歳未満		9～10歳	第2期	1回		—
HPV(子宮頸がん予防)ワクチン ※3		小学6年生～高校1年生相当の女子	中学1年生	3回 ※4		ワクチンが3種類(サーバリックス・ガーダシル・シルガード9)あり、接種間隔や回数がそれぞれ異なります。	

※法律改正により一部変更の可能性があります。厚生労働省ホームページ・広報やわた・市ホームページでご確認下さい。
 予防接種の間隔については、冊子「予防接種と子どもの健康」や予診票の裏面をご確認ください。

- ※1 母子感染予防のため、健康保険の給付によるB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は、定期予防接種の対象とはなりません。
- ※2 日本脳炎予防接種の第1期初回接種の標準的な接種期間は3歳からです。3歳未満は接種量が異なりますのでご注意ください。
 また、日本脳炎の予防接種については特例措置があり、対象者は下記のとおりです。
 ●平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の人は、第1期・2期の接種不足回数分の接種受けることができます。
- ※3 HPV(子宮頸がん予防)ワクチン
 積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった人については、接種機会の提供(キャッチアップ接種)があります。
 対象者には個別通知を行っています。詳しくは広報やわた・市ホームページでご確認ください。
 対象者：平成9年4月2日～平成20年4月1日生の女子で未接種の人 対象期間：令和7年3月末まで
- ※4 HPV(子宮頸がん予防)ワクチンについて、令和5年4月1日より小学6年生の学年から15歳未満でシルガード9(9価)の1回目を接種した場合、2回での接種完了が可能です。

〈注意事項〉

- ◎母子健康センターでのBCG集団接種は、令和6年3月31日で終了しました。
- ◎接種の際は、親子(母子)健康手帳、予診票、保険証などの住所が確認できるものが必ず必要です。
- ◎上記の物を忘れた場合、接種を受けることができませんのでご注意ください。
- ◎通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は家庭支援課まで申し込みください。(電話申込可)
- ◎市外で接種を希望する人は、必ず接種の2週間前までに家庭支援課へご連絡ください。
- ◎特別な事情等により対象年齢内に接種できなかった場合には家庭支援課へご相談ください。